

一般社団法人 日本ボッチャ協会 登録規定

- 第1条 本協会には、次に掲げる会員を置く。
- (1) 本会員 定款第50条1号に定める地区に所属した選手、競技アシスタント、審判員、普及員、および第22条1項に定める役員。
 - (2) 賛助会員 第3条の目的に賛同し、支援する個人、家族、および団体。
- 第2条 本会員は、団体登録と個人登録に分ける。
2. 本会員は、本協会主催の競技会や各種行事、および国際大会に参加する権利を有することができる。
- 第3条 団体登録は、障がいの有無及び登録種別を問わず5名以上をもって組織する。
2. 団体登録会員は、同一地区内に拠点を有すること。
 3. 団体代表者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、登録手続きを行わなければならない。
 - (1) 登録団体の名称及び代表者の氏名・住所・連絡先
 - (2) 団体構成員全ての氏名・住所・連絡先
 - (3) 各人の登録種別（選手・競技アシスタント・審判員・普及員・その他）
 - (4) 障がいの有無及び選手登録する各人の障がい名
 - (5) 選手登録する各人の競技クラス（クラス分け判定を受けていない者は、暫定クラスを明記）
 4. 団体登録料については、構成員1名につき2,000円とする。
- 第4条 個人登録は、障がいの有無及び登録種別を問わず、個人で行う登録である。
2. 個人登録会員は、居住している地区で登録すること。
 3. 本協会に登録しようとする個人は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、登録の手続きを行わなければならない。
 - (1) 氏名・住所・連絡先
 - (2) 登録種別（選手・競技アシスタント・審判員・普及員・その他）
 - (3) 障がいの有無及び障がい名
 - (4) 選手登録する者は競技クラス（クラス分け判定を受けていない場合は、暫定クラスを明記）
 4. 個人登録料については3,000円とする。
- 第5条 本会員（団体会員ならびに個人会員）は登録料として2,000円を納める。ただし、平成28年度から登録を更新する場合は登録料を必要としない。
- 第6条 賛助会員は、支援いただける個人・家族（サポーター会員）と企業・団体（スポンサー会員）とする。
2. 賛助会員は、本協会主催または後援の各種行事に参加することはできるが、大会等に出場することはできない。
 3. 賛助会員の登録料は、サポーター会員は1口2,000円、スポンサー会員は1口10,000円とする。
- 第7条 登録年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 年度途中で登録についても、前号を踏襲する。
 3. 本会員は、原則として、同一年度内に2以上の加入団体の構成員になることはできない。
- 第8条 既に納められた登録に関する費用は、いかなる理由によっても、返済しないものとする。
- 第9条 本協会への登録更新手続きは、団体登録・個人登録ともに、事務局に毎年定められた期日までに行い、年会費を納入しなければならない。それ以降は新規登録と同様の扱いとする。
2. 年会費の納入は振り込みのみとし、振り込み名義は団体代表者または登録する個人でなければならない。なお、納入時の振り込み手数料は各自の負担とする。
 3. 年度途中の登録手続きについては、1号、2号の手続きを速やかに処理する。
 4. 賛助会員の登録手続きについては、事務局が直接窓口となりおこなう。

附則

本規定は、平成29年4月1日より施行する。